

申請方法

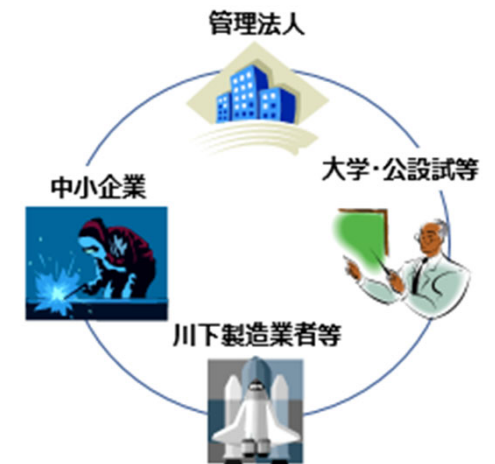
【STEP1】 特定ものづくり基盤技術12分野の選定

- サポイン事業では、**「特定ものづくり基盤技術」の向上**につながる研究開発、その試作等の取組を支援。「特定ものづくり基盤技術高度化に関する指針」を参照し、特定ものづくり基盤技術を選定。

【STEP2】 共同体を構築

- サポイン事業では、中小企業者（小規模事業者等を含む）が、大学・公設試等や最終製品を生産する川下製造業者等と**共同体**を構築することで、**単独では実施困難な研究開発を実施**。
- **事業管理機関**が国との総合的な窓口となって、研究開発計画の運営管理、共同体内の調整を行う。
- 有識者等研究者や川下製造業者等が**アドバイザー**として参画することで、研究開発の実効性向上や市場適合性向上に対して助言。

サポイン事業における共同体イメージ



【STEP3】 サポイン事業への申請

- サポイン事業への申請にあたっては、**事前に「e-Rad（府省共通研究開発管理システム）」での登録及び同システム上での申請**が必要。

特定ものづくり基盤技術12分野について

① デザイン開発	製品の審美性のみならず、ユーザーが求める価値、使用によって得られる新たな経験の実現・経験の質的な向上等を追求することにより、製品自体の優位性に加え、製品と人、製品と社会との相互作用的な関わりも含めた価値創造に繋がる総合的な設計技術
② 情報処理	IT（情報技術）を活用することで製品や製造プロセスの機能や制御を実現する情報処理技術
③ 精密加工	金属等の材料に対して機械加工・塑性加工等を施すことで精密な形状を生成する精密加工技術
④ 製造環境	製造・流通等の現場の環境（温度、湿度、圧力、清浄度等）を制御・調整するものづくり環境調整技術
⑤ 接合・実装	相変化、化学変化、塑性・弾性変形等により多様な素材・部品を接合・実装することで、力学特性、電気特性、光学特性、熱伝達特性、耐環境特性等の機能を顕現する接合・実装技術
⑥ 立体造形	自由度が高い任意の立体形状を造形する立体造形技術（ただし、③精密加工に係る技術に含まれるものを除く。）
⑦ 表面処理	バルク（単独組織の部素材）では持ち得ない機能性を基材に付加するための機能性界面・被覆膜形成技術
⑧ 機械制御	力学的な動きを司る機構により動的特性を制御する動的機構技術
⑨ 複合・新機能材料	部素材の生成等に際し、新たな原材料の開発、特性の異なる複数の原材料の組合せ等により、強度、剛性、耐摩耗性、耐食性、軽量等の物理特性や耐熱性、電気特性、化学特性等の特性を向上する又は従来にない新しい機能を顕現する複合・新機能材料技術
⑩ 材料製造プロセス	目的物である化学素材、金属・セラミックス素材、繊維素材及びそれらの複合素材の収量効率化や品質劣化回避による素材の品質向上、環境負荷・エネルギー消費の低減等のために、反応条件の制御、不要物の分解・除去、断熱等による熱効率の向上等を達成する材料製造プロセス技術
⑪ バイオ	ヒトや微生物を含む多様な生物の持つ機能を解明・高度化することにより、医薬品や医療機器、エネルギー、食品、化学品等の製造、それらの評価・解析等の効率化及び高性能化を実現するバイオ技術
⑫ 測定計測	適切な測定計測や信頼性の高い検査・評価等を実現するため、ニーズに応じたデータを取得する測定計測技術

※ 詳細については、「特定ものづくり基盤技術高度化指針」を参照。指針は、ウェブページからダウンロード可能。
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/shishin.html>

共同体について

- 本事業は、**単独では申請できず**、中小企業者を中心とした**共同体を構成する必要**があります。
- 共同体は、**(1) 事業管理機関 (2) 研究等実施機関** (同一者が担うことも可) **を含む2者以上で構成する必要**があります。ただし、事業管理機関兼研究等実施機関1者、アドバイザー1者は不可です。

(1) 事業管理機関 (補助事業者) … (必須) ※研究等実施機関としても参加可、連名2者まで可

【要件】①業務を遂行するに十分な**管理能力**があり、そのための**体制が整備**されていること ②当該研究開発を実施できる**財政的健全性**を有していること

- 研究開発計画の運営管理、共同体構成員相互の調整を行うとともに、研究開発成果の普及等を主体的に行う者です。
- 補助事業者として、国との総合的な連絡窓口を担うとともに、間接補助事業者 (下記 (2)) に対して、補助金の交付、額の確定、支払等を行うなど、補助事業の遂行・経費管理における責任を有します。

(2) 研究等実施機関 (間接補助事業者) … (必須)

主たる研究等実施機関… (必須)

- 本事業において**中核的に研究開発等を実施する中小企業者**をいいます。

従たる研究等実施機関… (推奨)

- 本事業において**主たる研究等実施機関の取組を補完するための研究開発等を行う研究者が所属する大企業、中小企業者、NPO、大学・公設試等**をいいます。

(3) アドバイザー… (推奨)

- **研究開発やその成果の事業化に関する助言**を行う等、事業実施にあたって補助的な役割を担う**補助金の交付を受けない者**をいいます。(例：有識者や研究者、大学・公設試等、川下製造業者等 (研究開発の成果を利用する者))

<PL・SLの選任について>

共同体の構成者に所属する者の中から、総括研究代表者 (P L : Project Leader) ・副総括研究代表者 (S L : Sub Leader) を選任することが必要です。

※**いずれか1名は、必ず主たる研究等実施機関 (中小企業者) の研究員である必要**があります。

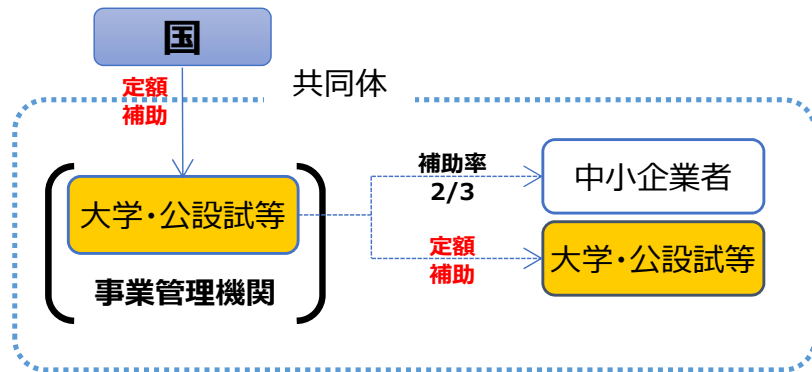
【要件】

- ・研究開発上の高い見識と管理能力を有し、研究開発計画の企画立案並びに実施及び成果管理の全てにおいて総括を行うことができる能力を有していること。(P L 及び S L)
- ・当該研究開発のために必要かつ十分な時間が確保でき、研究開発の実用化に高い知見を有すること。(P L)

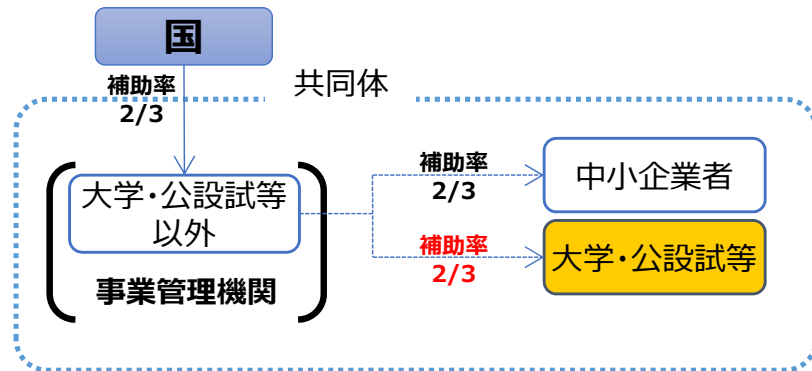
共同体について

- 事業管理機関を除く共同体構成員（アドバイザー※を除く）は**間接補助事業者**となる。
※ アドバイザーは事業実施にあたって補助的な役割を担う者であり、補助金の交付は受けないことに注意。
- 事業管理機関により、**共同体内の大学・公設試等の補助率が異なる**。
 - 事業管理機関が**大学・公設試等**の場合、共同体内の大学・公設試等は**定額補助**。
 - 事業管理機関が**大学・公設試等以外**の場合、共同体内の大学・公設試等の**補助率は2/3以内**。

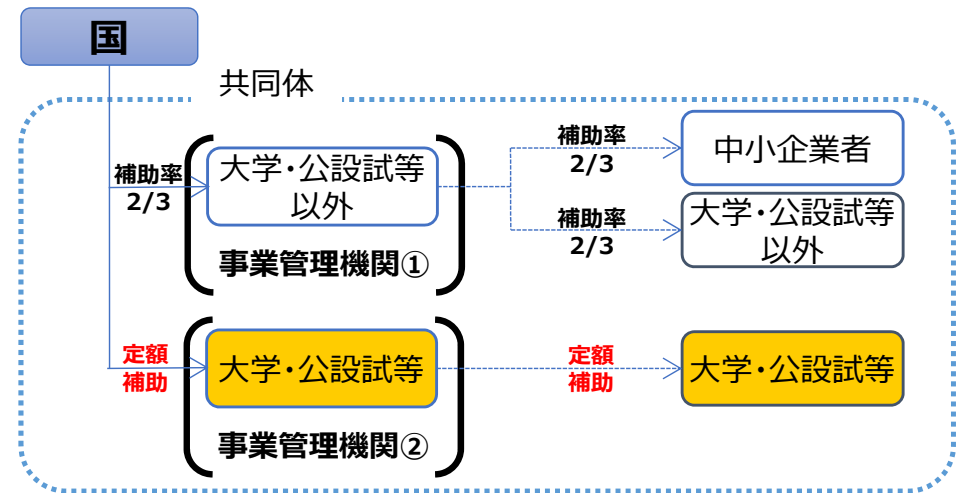
【モデルケース1】 事業管理機関が**大学・公設試等**の場合



【モデルケース2】 事業管理機関が**大学・公設試等以外**の場合



【モデルケース3】 事業管理機関が**大学・公設試等とそれ以外**の場合



＜モデルケース3の注意事項＞

- ※1 事業管理機関2者のうち、代表機関1者を設定すること。
- ※2 事業管理機関は、「大学・公設試等以外」及び「大学・公設試等」の2者の組み合わせのみとなる。
- ※3 「大学・公設試等以外の事業者」が事業管理機関を担う場合には、その間接補助事業者は「大学・公設試等以外の事業者」とする必要があり、一方で、「大学・公設試等の事業者」が事業管理機関を担う場合には、その間接補助事業者は「大学・公設試等の事業者」とする必要がある。

(参考) サポイン事業のフロー図

採択審査委員会（外部有識者等）

③ 審査・採択

経済産業局等

中間・最終評価委員会（外部有識者等）

① 公募

② 申請

④ 採択通知

⑤ 補助事業

交付申請

交付決定

実績報告

確定検査

補助金の請求

補助金の支払
(補助事業者
に支払)

⑥ 中間評価

⑦ 最終評価

⑧ 事業化状況報告

⑨ 追跡調査

【事業管理機関】〔補助事業者〕

研究開発計画の運営管理等や国との総合的な連絡窓口を行う者 例) 大学・公設試等、中小企業者、大企業等

※事業管理機関は、共同体構成員の事業実施内容の妥当性を確認の上、間接補助金を支払

間接補助

共同体の例

【研究等実施機関】
(主たる研究等実施機関)
〔間接補助事業者〕

中小企業者

【研究等実施機関】
〔間接補助事業者〕

主たる研究等実施機関と
共同で研究開発を行う者

例) 中小企業者、大学・
公設試等、大企業等

【研究等実施機関】
〔間接補助事業者〕

【アドバイザー】

この事業に対して助言
を行う者であって補助
金の交付を受けない者

例) 川下企業、大学・
公設試等、有識者等研
究協力者

【総括研究代表者】(P L)

【副総括研究代表者】(S L)

両者のうちいずれか 1 名が主たる研究等実施機関の研究員